## 健康保険被保険証の有効期限満了に伴う 本人確認証明書の取扱いについて

免許試験の受験申請をする際、一部の試験(★)については、「本人確認証明書」の添付が必要です。

健康保険被保険者証の有効期限は、令和7年 12 月1日で満了となりますので、令和7年 12 月2日以降に受験申請される方は、その代替として次のものを添付してください。

- ・「健康保険資格確認書」の写(表裏)
- (※有効期限内かつ住所が記載されたもの)

なお、本人確認証明書としては、上記のほか、

- ・「住民票」又は「住民票記載事項証明書」 (※マイナンバーが記載されていないもの)
- ・「マイナンバーカード」の写し(表のみ)
- ・「労働安全衛生法関係各種免許証」の写し(表裏)
- ・「自動車運転免許証」の写し(表裏)なども使用可能です。
- (★)本人確認証明書の添付が必要となる試験の種類は、下の二次元コードから当協会のホームページにアクセスしていただき、各試験の紹介からご確認ください。



(公財)安全衛生技術試験協会